

【 就労系サービス内容について 】

就労移行支援とは

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験など、一般就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

基本的には2年間の有期限サービスなので、安定した通所が見込まれる方が対象のサービスになります。(例えば、利用を開始する時点から週5日通える等)

ハローワークと一緒に同行したり、希望する職種に障がい者雇用がある場合に、職場実習の斡旋を行ったりすることが出来ます。ご本人にとって必要な支援を見極めて実習機会を提供するので、時間はかかるかもしれませんが、よりご本人に合った適切な職場への就職や職場定着を目指すことができます。

就労定着支援とは

障害福祉サービスを経由して「一般就労」をした障がいのある方に対して、就職して半年後から最長3年間、就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように最低月1回以上、職場等での面会支援を行います。

一般的に就労移行支援事業所が併設していて、就労移行支援事業所を利用した方が、そのまま同じ支援者に相談出来るというメリットがあります。

(※すべての就労移行支援事業所が就労定着支援を行っている訳ではありません。)

就労継続支援 A 型とは

現時点で、一般企業に就労する事が困難な65歳未満の障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。4 時間～5 時間程度の短時間労働である事が多いですが、雇用契約を結ぶため、最低賃金が保障されます。

毎日通う事が前提で、労働者としての作業能力も一定水準以上を求められる部分もありますが、一般企業での就職に比べると支援者が一緒に作業を行い、必要に応じた助言や職業指導を行ってくれるので安心感があります。

就労継続支援 B 型とは

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいがある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約を結ばないので最低賃金保障などの各種保障はありません。生産活動によって得られた収益を、利用者に分配する「工賃」をお支払いします。事業所ごとの工賃規定により、月の平均工賃は違います。

就労継続支援 B 型は、ご本人の目的に応じた利用の仕方があるため、事業所の特色によって一生懸命稼ぐことを目的とする方が多い事業所があったり、のんびりと自分のペースに合わせて、少しずつ生活リズムを整えることを目的とする方が多い事業所があったり、その特色は様々です。

毎日通うことを推奨する事業所や、まずは週1回からの利用でも大丈夫な事業所、通所が困難な方向けに在宅支援を提供する事業所など様々な事業所があるので、まずは相談支援事業所を通じて、いくつかの場所を見学することをお勧めします。

今までに就職をした経験がない方は、いくつかの条件を満たしていないと就労継続支援 B 型を利用出来ない事もありますので、市町村の窓口でよくご確認ください。

【 就労系サービスについて相談するところ 】

特定相談支援事業所

福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画という支援計画書を作成してサービスの支給量を市町村に決定してもらう必要があります。

どれだけのサービスを利用出来るのか、福祉サービスが適切にご自身に提供されているのか、一人で考えるのは不安が多いと思います。そこで、ご本人の希望をお聞きしながら客観的な視点から寄り添い、サービスの調整やプランニングを行い、障がいのある方の地域生活全般を支えるのが相談支援事業所の役割です。

どこの相談支援事業所に相談したら良いか、なかなかイメージが付きづらいと思いますので、福祉サービスを利用してみたいという希望が固まった時には、まず山口市役所内にある「山口市障がい者基幹相談支援センター」にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター

県の圏域ごと(山口市は、防府市と同じ圏域)に設置されています。障がいのある方で一般就職を目指される方や、一般企業に在職されている方を対象とし、就業面・生活面の両面からサポートを行う相談支援機関です。必要に応じて関係各機関と連携を行いながら、障がいのある方の「働く・暮らす」をサポートします。

一般就労を希望されていても、生活リズム等の乱れなど、職業準備性(※)が整っていない方については、福祉サービス利用の提案等を行うこともあります。また、求職活動を一緒に進める中で、同行支援や職場実習や訓練の斡旋を行い、ミスマッチのない就職を目指し、就職後は職場訪問などの定着支援や、生活上の困りごとの相談に乗り、就職が長く続くように調整やサポートをします。

(※)職業準備性：94ページ参照

山口障害者職業センター

山口障害者職業センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、ハローワークや関係機関と連携し、障がいのある方の就職・雇用に関するさまざまなサービスを提供しています。県内全域が対象です。(所在地：防府市岡村町 3-1)

詳しくは、ホームページを検索してみてください。(<https://www.jeed.go.jp>)

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークには、障がい者専用窓口が設置されています。ここで求職登録を行うと、障がい者雇用に関する専用求人などの情報を提供してもらえたり、場合によっては一般求人に出ている仕事についても、会社と交渉して障がい者雇用に切り替えてもらうことが出来る場合があります。

障がいの種類・程度に応じたきめ細やかな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施していて、ご本人の状況によっては、障害者就業・生活支援センター、山口障害者職業センター、相談支援事業所等と連携した支援をする場合もあります。